

暮らしの情報箱

はがきやFAXなどの記入例

①催しなどの名称 ④年齢(学年)
 ②〒住所 ⑤電話番号
 ③氏名(ふりがな) ⑥その他必要事項

福祉

都営交通無料乗車券の交付

区内在住の心身に障がいのある方などに、都営交通の全区間で使用できる無料乗車券を交付します。

- 対象者・必要書類
- ①身体障がい者=身体障害者手帳
- ②知的障がい者=愛の手帳
- ③戦傷病者=戦傷病者手帳
- ④原爆被爆者=被爆者健康手帳と、厚生労働大臣(厚生大臣)の認定書か医療特別手当証書か健康管理手当証書か特別手当証書
- ⑤児童養護施設など入所者=当該施設長発行の証明書
- ⑥中国残留邦人等=本人確認証
- ⑦生活保護受給世帯員=生活保護受給証明書
- ⑧児童扶養手当受給世帯員=児童扶養手当証書か児童扶養手当受給者証明書
- ⑨申込先へ必要書類を持参
- ※更新の場合は、現在お持ちの無料乗車券も持参(有効期限が切れる月の1日から手続き可)
- 申込先
- ①～④地域福祉課⑤～⑦生活福祉課⑧子育て支援課
- ⑨障害福祉課障害者支援担当
- ☎5744-1251 FAX5744-1555

障がいのある方への支援

- ①移送サービス利用券(タクシー券)
区が契約する会社のタクシー料金や自動車燃料費に利用できます。
- ②区内在住で次のいずれかに該当する方
- ①下肢・体幹機能障がい1～3級
- ②移動機能障がい1～3級
- ③視覚障がい1・2級
- ④内部障がい1・2級
- ⑤愛の手帳1・2度
- ⑥問合先へ身体障害者手帳か愛の手帳を

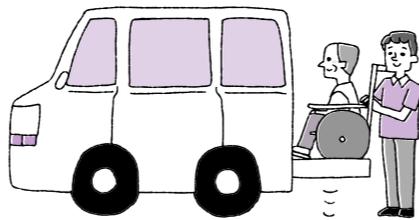
持参 ※受給中の方は手続き不要です。4月から支給額が変更になりましたので、郵送した案内をご確認ください

②心身障害者福祉手当の支給
 ③64歳以下で次のいずれかに該当する方(施設に入所中、所得基準を超過した方を除く)

- ①身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持
- ②脳性まひ・進行性筋萎縮症
- ③特殊疾病
- 手当月額 4,500円～17,500円
- ④問合先へ各種手帳か特殊疾病臨床調査個人票、本人の通帳、印鑑、マイナンバー確認書類と本人確認書類を持参
- ※受給中の方は手続き不要です。所得基準を超えていた方で、令和4年中の所得が基準内となった場合は8月から申請ができます

◇①②ともに◇

- ⑤障害福祉課障害者支援担当
☎5744-1251 FAX5744-1555
- ⑥地域福祉課障害者地域支援担当
大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659
調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070
蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509
桜谷・羽田 ☎3743-4281 FAX6423-8838



大田区子ども生活応援基金への寄付のお願い

皆さんからの寄付は、子どもや子育て世帯への給食・食糧配布などの支援、地域における見守り強化に役立っています



詳細はコチラ

ます。引き続き、温かい支援をお願いします

☎福祉管理課調整担当
☎5744-1244 FAX5744-1520

こども

児童手当の申請をお忘れなく

詳細は区HPをご覧ください



詳細はコチラ

①出生や転入など、異動があった中学校修了前のお子さんの保護者

②異動日の翌日から15日以内に、問合先へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参。電子申請か特別出張所へ持参も可
 ※公務員の方は勤務先へ申請してください

☎子育て支援課こども医療係
☎5744-1275 FAX5744-1525

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額改定

令和5年4月分から手当額が改定されました。

●児童扶養手当

	全部支給	一部支給
対象児童1人	44,140円	10,410円～44,130円
対象児童2人	10,420円加算	5,210円～10,410円加算
対象児童3人以上の場合1人につき	6,250円加算	3,130円～6,240円加算

●特別児童扶養手当

1級	53,700円
2級	35,760円

☎子育て支援課児童育成係
☎5744-1274 FAX5744-1525

給食費や学用品の購入費などの一部を支給します

①区内在住の小・中学生の保護者で、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている
- ②世帯全員の令和4年中の総所得金額等が認定基準額未満
- ※直近で家計が急変した世帯はご相談ください
- ③4月上旬に学校で配布する就学援助費受給申請書を期日までに学校へ提出
- ※区立以外の小・中学校に通っている場

合はお問い合わせください

☎学務課学事係
☎5744-1429 FAX5744-1536

年金

国民年金保険料の産前産後免除制度

申請すると、免除期間も納付したものととして将来受給する老齢基礎年金額に反映されます。

●免除期間 出産予定日か出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)

- ①国民年金第1号被保険者
- ②出産予定日の6か月前から、問合先へ申請書(区HPから出力)と母子健康手帳の写しを郵送。母子健康手帳と、年金手帳か基礎年金番号通知書を持参も可
- ☎国保年金課国民年金係
☎5744-1214 FAX5744-1516

税

確定申告の内容を間違えていたら

確定申告書提出後、申告内容の誤りに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正してください。

- ①税額を少なく申告していた=修正申告
- ②税額を多く申告していた=更正の請求
- ※①は延滞税などがかかる場合有り
- ☎大森税務署 ☎3755-2111
雪谷税務署 ☎3726-4521
蒲田税務署 ☎3732-5151

軽自動車税(種別割)グリーン化特例(軽課)の延長

適用期間が令和8年3月31日まで延長されています。詳細は区HPをご覧ください。



詳細はコチラ

☎課税課課税担当
☎5744-1192 FAX5744-1515



令和5年度の納入通知書・案内書を郵送します

納付書が届いた方は、金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

①国民年金保険料納付案内書

4月上旬に日本年金機構から郵送します。前納や口座振替で割引になる制度があります。詳細はお問い合わせください。
 ※口座振替の方には、4月下旬に国民年金保険料口座振替額通知書を郵送します

②後期高齢者医療保険料通知書

- ◆納付書や口座振替で納める方(普通徴収)
4月中旬に令和5年度の暫定保険料額決定通知書・仮徴収額通知書を郵送します。4年度の保険料額を基に仮計算した金額で、納付書(4～6月分)を同封します。
※口座振替の方には納付書は同封しません
- ◆年金から差し引く方(特別徴収)
2月と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。通知書は郵送しません。
※年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方には、特別徴収仮徴収額変更通知書を郵送します

③介護保険料納入通知書

- 4月中旬までに次の書類を郵送します。
- ①普通徴収の方=介護保険料納入通知書、納付書(4～6月分)
※口座振替の方には納付書は同封しません
- ②4・6月に特別徴収に切り替わる方=介護保険料特別徴収仮徴収額通知書
- ③年金からの差し引き額が年度前半と後半で差が大きい方のうち、6・8月の差し引き額の調整があった方=介護保険料特別徴収仮徴収額通知書
※②③以外の特別徴収の方には、7月中旬に介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書を郵送します

◆令和5年度の月額保険料

- ①定額=16,520円
- ②付加保険料込み=16,920円
- ▶問合先 日本年金機構大田年金事務所 ☎3733-4141 FAX3734-3649

◆令和5年度の保険料率など

- ①均等割額=46,400円
- ②所得割率=9.49%
- ③限度額=66万円
- ※年間保険料額は7月中旬に通知します
- ▶問合先 国保年金課 FAX5744-1677(共通)
保険料=後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608
納付、口座振替=後期高齢者医療収納担当 ☎5744-1647



◆65歳になると納め方が変わります

介護保険第1号被保険者の資格を取得すると、介護保険料の算定・徴収方法などが変わります(加入する健康保険などへの支払いから、区への支払いへ変更)。保険料は65歳の誕生日の前日が属する月から計算し、誕生日の前月に介護保険被保険者証を郵送します。
 ▶問合先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)
保険料額=資格・保険料担当 ☎5744-1491
保険料の納付、口座振替=収納担当 ☎5744-1492